

監 査 報 告 書

平 成 26 年 2 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第2号
平成26年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

森脇保仁 (印)

藤川泰延 (印)

塚本隆文 (印)

松田一成 (印)

監査の結果について

地方自治法第199条第9項の規定により、平成25年11月25日から26年2月5日までの間に実施した地方機関及び財政的援助団体等の監査の結果を別添のとおり提出します。

目 次

第1 監 査 の 実 施	1
1 監 査 の 実 施 方 針	3
2 監 査 の 対 象	3
第2 監 査 の 結 果	5
1 総 括	7
2 指 摘 の 状 況	7
3 主 な 指 摘 事 項	9
4 留 意 ・ 改 善 事 項	11
第3 指 摘 項 目 の 内 容	13
1 地 方 機 関 等	15
2 財 政 的 援 助 団 体 等	21

第 1 監 査 の 実 施

1 監査の実施方針

(1) 定期監査

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目（財産（重要物品等）管理事務、個人事業税の課税事務）に留意し、監査を実施した。

(2) 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助等に係る出納及び出納に関連する事務の執行が適正に行われているかを主眼として、監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 定期監査

監査の対象とした138地方機関等の名称及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施日
企画県民部 但馬県民局	平成26年1月30日、1月31日
淡路県民局	平成26年1月23日、1月24日
東京事務所	平成26年1月15日
健康福祉部 豊岡こども家庭センター	平成26年1月30日
産業労働部 県立ものづくり大学校	平成26年1月22日
県立但馬技術大学校	平成26年1月28日
農政環境部 姫路家畜保健衛生所	平成26年2月5日
和田山家畜保健衛生所	平成26年1月28日
淡路家畜保健衛生所	平成26年1月20日
県土整備部 県立淡路景観園芸学校	平成26年1月27日
教育委員会 但馬教育事務所 外4機関 東灘高等学校 外92校	平成25年12月2日、12月4日、 12月5日、12月12日、12月13日、 12月19日、12月20日、 平成26年1月20日、1月22日、 1月23日、1月27日、1月28日、 1月30日、2月3日、2月5日
公安委員会 東灘警察署 外29署	平成25年12月4日、12月5日、 12月12日、12月13日、12月19日、 12月20日、平成26年1月27日、 2月3日

(2) 財政的援助団体等監査

監査の対象とした15団体の名称、財政的援助等の区分及び監査の実施日は、次表のとおりである。

実施団体名	財政的援助等の区分	監査実施日
公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構	補助金、交付金、公の施設の管理	平成25年11月26日
公益財団法人 兵庫県生きがい創造協会	出えん、補助金、公の施設の管理	平成25年11月25日
公益財団法人 兵庫県青少年本部	出えん、補助金、公の施設の管理	平成25年11月28日
公益財団法人 兵庫県芸術文化協会	補助金、公の施設の管理	平成25年11月26日
公益財団法人 阪神・淡路大震災復興基金	出えん、交付金	平成25年11月28日
公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金	出えん	平成25年11月28日
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	補助金、交付金、貸付金、 公の施設の管理	平成25年11月29日
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	出えん、補助金、貸付金、 公の施設の管理	平成25年11月25日
公益社団法人 ひょうごツーリズム協会	補助金、負担金	平成25年11月25日
公益社団法人 兵庫みどり公社	補助金、交付金、貸付金、 損失補償、公の施設の管理	平成25年11月28日
公益財団法人 兵庫県まちづくり技術センター	出えん、交付金、公の施設の管理	平成25年11月29日
兵庫県土地開発公社	出資、貸付金、利子補給、債務保証	平成25年11月25日
兵庫県道路公社	出資、債務保証	平成25年11月29日
兵庫県住宅供給公社	出資、補助金、交付金、負担金、 貸付金、損失補償、公の施設の管理	平成25年11月29日
公益財団法人 兵庫県体育協会	出えん、補助金、公の施設の管理	平成25年11月26日

第 2 監 査 の 結 果

1 総括

今回の監査の結果、地方機関及び財政的援助団体等に対する指摘は、28機関等、43項目で、内容面では収入事務が16項目、財産管理事務が13項目で、両事務で全指摘項目の約3分の2を占めている。

収入事務については、港湾施設使用料等の収入未済が依然として多額となっているほか、財政的援助団体等において収入未済が増加している団体もあることから、新規滞納発生の防止や、個々の状況に応じた対策の実施など、収入の促進に向けた取組をなお一層強化されたい。

また、財産管理事務については、依然として自損事故をはじめとした公用車の損傷が多数発生しているほか、毒物・劇物の管理が不十分な所属も見受けられることから、適切な財産の管理に努められたい。

このほか、指摘事項の中には契約事務をはじめ基本的な確認等が不十分なことに起因していると考えられる事務処理誤りが多く発生していることから、各所属において、契約等の事務処理手順や各段階における根拠規定等の理解、習熟はもとより、チェック体制が適切に機能しているかを随時検証するなど、同様の事務処理誤りが生じることのないよう取り組まれたい。

なお、指摘事項のほかに、今回の監査を通じ、事務執行に関してより効果的かつ効率的に推進していくための取組方策について「留意・改善事項」として取りまとめたので、今後の事務執行等に際して配意願いたい。

2 指摘の状況

(1) 定期監査

地方機関等ごとの指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	収	拙	贖	専 務	納 務	計	指摘の内容
但馬県民局	1	2	2	1	1	7	15頁
淡路県民局	4		1		1	6	16頁
県立但馬技術大学校	1					1	17頁
姫路家畜保健衛生所			1			1	17頁
但馬教育事務所			1			1	17頁
県立南但馬自然学校	1					1	17頁
兵庫工業高等学校	1					1	17頁
神戸北高等学校		1				1	18頁
尼崎稲園高等学校	1					1	18頁

機 関 名	収	妣	贈	工 務	勲 務	計	指摘項の内容
尼崎高等学校					1	1	18頁
尼崎北高等学校	1					1	18頁
尼崎西高等学校	1					1	18頁
西宮今津高等学校		1				1	18頁
姫路別所高等学校			1			1	19頁
姫路工業高等学校			1			1	19頁
青雲高等学校	1					1	19頁
神戸特別支援学校					1	1	19頁
こやの里特別支援学校		1				1	19頁
あわじ特別支援学校		2				2	19頁
葦合警察署			1			1	20頁
須磨警察署			1			1	20頁
尼崎東警察署			1			1	20頁
尼崎北警察署			1			1	20頁
養父警察署			1			1	20頁
美方警察署			1			1	20頁
合計 (25機関)	12	7	13	1	4	37	—

なお、次の地方機関等については指摘はなかった。

企画県民部	東京事務所
健康福祉部	豊岡こども家庭センター
産業労働部	県立ものづくり大学校
農政環境部	和田山家畜保健衛生所、淡路家畜保健衛生所
県土整備部	県立淡路景観園芸学校
教育委員会	淡路教育事務所、県立但馬やまびこの郷、県立コウノトリの郷公園、東灘高等学校、御影高等学校、神戸高等学校、神戸工業高等学校、神戸甲北高等学校、神戸鈴蘭台高等学校、夢野台高等学校、兵庫高等学校、湊川高等学校、長田高等学校、長田商業高等学校、須磨東高等学校、須磨友が丘高等学校、北須磨高等学校、舞子高等学校、星陵高等学校、神戸商業高等学校、伊川谷北高等学校、伊川谷高等学校、神戸高塚高等学校、尼崎小田高等学校、尼崎工業高等学校、神崎工業高等学校、武庫荘総合高等学校、鳴尾高等学校、西宮南高等学校、西宮高等学校、西宮北高等学校、西宮甲山高等学校、西宮香風高等学校、伊丹高等学校、伊丹西高等学校、阪神昆陽高等学校、伊丹北高等学校、芦屋高等学校、国際高等学校、宝塚東高等学校、宝塚北高等学校、宝塚高等学校、宝塚西高等学校、川西緑台高等学校、川西明峰高等学校、川西北陵高等学校、川西高

	等学校、猪名川高等学校、有馬高等学校、北摂三田高等学校、三田西陵高等学校、三田祥雲館高等学校、姫路西高等学校、飾磨工業高等学校、豊岡高等学校、豊岡総合高等学校、香住高等学校、日高等学校、出石高等学校、村岡高等学校、浜坂高等学校、生野高等学校、和田山高等学校、八鹿高等学校、但馬農業高等学校、洲本高等学校、洲本実業高等学校、津名高等学校、淡路高等学校、淡路三原高等学校、芦屋国際中等教育学校、視覚特別支援学校、神戸聴覚特別支援学校、こばと聴覚特別支援学校、豊岡聴覚特別支援学校、阪神特別支援学校、芦屋特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校、高等特別支援学校、姫路特別支援学校、出石特別支援学校、和田山特別支援学校
公安委員会	東灘警察署、灘警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸西警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、西宮警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、伊丹警察署、川西警察署、宝塚警察署、三田警察署、朝来警察署、豊岡南警察署、豊岡北警察署、洲本警察署、淡路警察署、南あわじ警察署

(2) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等の指摘項目数は、次表のとおりである。

団 体 名	収	出	契約 事務	合計	指摘題の内容
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	1			1	21頁
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	1	1	1	3	21頁
兵庫県住宅供給公社	2			2	21頁
合 計 (3団体)	4	1	1	6	—

なお、次の財政的援助団体等については指摘はなかった。

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構、公益財団法人兵庫県生きがい創造協会、公益財団法人兵庫県青少年本部、公益財団法人兵庫県芸術文化協会、公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金、公益社団法人ひょうごツーリズム協会、公益社団法人兵庫みどり公社、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、公益財団法人兵庫県体育協会

3 主な指摘事項

指摘のあった28機関等、43項目のうち、主な指摘事項とその内容は次のとおりである。

(1) 収入の促進について

ア 港湾施設使用料等の収入未済額は、前年度同期と比較すると1,233,733円増加（増加率8.1%）しており、16,376,784円となっている。（淡路県民局）

イ 生活福祉資金貸付金償還金等の収入未済額は、前年度と比較すると 478,662,380 円増加(増加率 9.1%)しており、5,760,017,812 円となっている。(うち、3,898,792,210 円は、阪神・淡路大震災に関連した生活福祉資金(災害資金)貸付金償還金である。)

(社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会)

ウ 公社住宅に係る家賃等の収入未済額は、前年度と比較すると 42,991,973 円減少(減少率 9.3%)しているものの、417,666,516 円となっている。(兵庫県住宅供給公社)

エ 公社が県営住宅の維持管理業務契約に基づき、県から収納事務の委託を受けた県営住宅使用料等の収入未済額は、420,036,623 円となっている。(兵庫県住宅供給公社)

(2) 収入事務について

地方自治法施行令第142条第1項第2号の規定により、随時の収入で、納入通知書を発するものは、当該通知書を発行した日の属する年度を所属年度とすると定められているにもかかわらず、平成25年4月9日及び同年5月30日に納入通知書を発した雑入(行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等)について、25年度の収入とすべきところを24年度の収入としているものが、27件、1,468,859円あった。(淡路県民局)

(3) 管理事務について

毒物又は劇物を取り扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法において、盗難や紛失、流出や漏洩等を防止することなどの各種義務が課され、毒物・劇物を適正に保管管理するよう求められている。

この要請に応えるためには使用量の把握や保管量の点検が必要で、受払簿等による厳正な管理が求められるところ、管理が不十分と思われるものが次のとおりあった。

ア 毒物劇物受払簿には使用量及び残存量を正確に記載すべきであるのに、セレンほか 26品目について、容器の本数単位で記載し、開封した薬品の使用量及び残存量を記録しておらず、保管量の把握が適正に行われていなかった。(姫路家畜保健衛生所)

イ 実験における使用量の毒物劇物受払簿への記載を漏らしたこと等のため、トルエンほか 3品目について、受払簿に記載された残存量と実在量とが乖離しており、適正な管理が行われていなかった。(姫路別所高等学校)

(4) 契約事務について

ア 契約期間内に契約内容を変更する場合は変更契約を行い、契約期間終了後に契約内容を追加する場合は新たに契約を締結する必要があるにもかかわらず、仮設空調設備リース契約において、契約期間が終了した後に変更契約で業務内容の変更、契約額の増加及び契約期間の延長を行っていた。

また、同契約において、契約保証金の納付に代えて締結された履行保証契約につい

て、当初契約期間は約10か月であったものの、契約変更により原契約期間が約2年1か月に延長され、保証期間の延長又は保証契約の追加の必要があったにもかかわらず、これを求めなかったため、履行保証期間が1年3か月以上不足していた。（尼崎高等学校）

イ 財務規則では、契約金額が200万円を超える契約の締結に当たっては、その履行をより一層確実に担保するため、契約の相手方をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならないとされている。一方、契約の相手方がその契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときは契約保証金を免除できるとされており、財務規則及び財務規則の運用通知により、契約保証金を免除できる場合の事例が具体的に示されている。

しかし、この事例には該当していないのに、契約の相手方が農業協同組合の100%出資法人であることを理由に履行が確実であるとして、契約保証金の徴収等を免除していたものが1件あった。（淡路県民局）

4 留意・改善事項

(1) 車両損傷の防止について

今回の報告において、物品の損傷等を指摘した所属は8機関と、前年度同期の14機関から大きく減少している。

しかしながら、過失割合が50%を超える事故の件数は、依然として多く、但馬県民局では、前年度同期の6内部事務所8件から今回は9内部事務所15件（県側に損傷が無く相手側のみが損傷したものを含む。）へと大幅に増加している。また、その大半が自損事故となっている。

自損事故は、運転者がより慎重な運転操作をすれば回避できるものであり、同県民局における事故防止に向けた取組は、未だ不十分であると言わざるを得ない。

他所属では、車庫内照明の見直しや反射板の設置等、環境面における改善改良のほか、職員への事故防止教育や同乗職員への車両誘導協力の要請など、実効ある対策を導入した結果、自損事故の減少に繋げており、これらの取組を参考に、車両損傷を防止する具体的な改善策を早急に講じられたい。

(2) 経理事務について

従来、（款）諸収入（節）雑入で収入していた歳入のうちの一部について、性質の明確化等を図るため、今年度から節が新設されたところであるが、その通知を失念し、又は見落とし、従前のままの（節）雑入で調定・収入している事例が複数の所属で散見された。

また、指摘事項とはしていないが、新設された節に関して本庁主管課から各かいへの

科目通知が行われていなかったため、適正な歳入節での調定ができていない事例も見受けられた。

科目通知を受領していながら従前どおりの科目で調定・収入していた所属における適正な事務処理の徹底については言うまでもないが、本来、各部局の会計事務を統括すべき本庁主管課が、財務規則の定めにも拘らず、歳入科目に係る各かいへの通知を怠っていたことは、科目通知を誰が行うかの認識が不確かであり、また通知を行う意思決定があいまいであったことによるものと思料される。

目、節は、歳入の内容、性質に応じて適切に選択すべきものであり、改定の初年度であればこそ、単に通知書を発するだけでなく、新旧対照表を添付するなどの工夫により事務処理誤りの防止を図ることが望ましいと思われる。本庁主管課においては、経理事務に遺漏のないよう事務執行責任の明確化と事務手続の徹底を図るなど、自らの責務を果たしつつ、各かいへの指導に当たられたい。

(3) 契約事務について

契約保証金等については、「3 主な指摘事項」に、契約保証期間の不足及び契約保証金の徴収漏れ等の事例を挙げているが、他にも、契約保証金等の不足事例を指摘している。

契約保証金の徴収等は、財務規則等においてこれを免除できると明示された場合を除き、契約締結において必ず確認すべき項目であり、かつ容易に確認し得るものである。

それにもかかわらず、契約保証金に係る事務処理誤りは従来から指摘項目に挙がっており、基本的な契約事務を的確に執行するための体制が十分に機能していないことがうかがえる。契約保証金は、契約の完全な履行の促進と、契約の履行がされない場合の損害の填補のためのものであり、これの適正な徴収を怠るということは、契約不履行及びそれに伴う損害への充当額の減少という結果を招く可能性があることを、事務担当者及び決裁者は十分に認識して契約事務に当たられたい。

第 3 指 摘 項 目 の 内 容

1 地方機関等

企画県民部関係

但馬県民局

総務企画室

物品の損傷等について

平成24年10月9日から25年8月19日までの間に発生した自損事故等により、公用車13台を損傷（県有車両損傷額1,114,160円、リース車修繕費371,985円）するとともに、相手方の修繕費等（549,150円）を負担していた。

豊岡健康福祉事務所

収入の促進について

平成25年度（9月末現在）における生活保護費弁償金等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は143件、総額は1,354,273円で、うち滞納繰越分は、103件、1,100,000円である。

豊岡農林水産振興事務所

1 経理事務について

（節）使用料及び賃借料で支出すべき電話機リース料金、1件、199,080円が、（節）役務費で支出されていた。

2 契約事務について

中間前金払を選択した工事請負契約を繰り越し、年度末の出来高に応じて部分払を行う場合には、契約書に部分払条項を追加しなければならないが、これをしないまま部分払を行っていたものが、1件、4,700,385円あった。

豊岡土木事務所

1 経理事務について

（節）需用費で支出すべき公用車修繕料、2件、120,498円が、（節）役務費で支出されていた。

2 管理事務について

使用許可のない通信線等を共架されている電力柱等が、2本あった。

3 工事関係事務について

建物の経過年数の算定を誤ったため、地域連携推進事業に伴う物件移転補償の設計が、1件、156,183円過少設計となっていた。

淡路県民局

総務企画室

1 経理事務について

随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成25年度収入とすべき25年4月9日及び5月30日に納入通知書を発した雑入（行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等）を24年度収入としているものが、27件、1,468,859円あった。

2 物品の損傷等について

平成24年8月17日に発生した接触事故により、相手方の修繕費等（161,000円）を負担していた。

洲本県税事務所

収税事務について

平成25年度（10月末現在）における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は増加しており、1人、7,813,104円である。

洲本農林水産振興事務所

契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、淡路島農業担い手元気アップ事業業務委託に係る契約で、契約保証金の徴収等をしていない契約が、1件（契約額14,000,000円）あった。

洲本土木事務所

1 収入の促進について

平成25年度（10月末現在）における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は増加しており、その件数は64件、総額は16,376,784円で、うち滞納繰越分は、46件、12,158,371円である。

2 経理事務について

（節） 広告料収入で収入すべき県有施設広告掲載事業収入、1件、510,300円が、（節）

雑入で収入されていた。

産業労働部関係

県立但馬技術大学校

経理事務について

(節) 目的外使用許可等収入で収入すべき行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等、30件、107,250円が、(節) 雑入で収入されていた。

農政環境部関係

姫路家畜保健衛生所

物品管理事務について

毒物及び劇物取締法等に基づき厳正に管理すべき薬品のうち、セレンほか26品目について、毒物劇物受払簿が容器の本数単位で記載されており、開封済容器の使用量及び残量の把握が適正に行われていなかった。

教育委員会関係

但馬教育事務所

管理事務について

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、1本あった。

県立南但馬自然学校

経理事務について

(節) 目的外使用許可等収入で収入すべき行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等、2件、296,731円が、(節) 雑入で収入されていた。

兵庫工業高等学校

経理事務について

(節) 目的外使用許可等収入で収入すべき行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等、1件、72,969円が、(節) 雑入で収入されていた。

神戸北高等学校

経理事務について

支給割合の適用を誤ったため、平成24年度分時間外勤務手当が、4件、73,952円過大支給となっていた。

尼崎稲園高等学校

経理事務について

随時の収入で納入通知書を発するものは、納入通知書を発した日の属する年度の収入とすべきであるが、平成25年度収入とすべき25年4月2日に納入通知書を発した雑入（行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等）を24年度収入としているものが、2件、97,233円あった。

尼崎高等学校

契約事務について

仮設空調設備リース契約において、契約期間が終了した後に変更契約で業務内容の変更、契約額の増額及び契約期間の延長を行っている契約が、1件（契約額30,537,150円）あった。

また、同契約において、契約保証金の納付に代えて締結された履行保証契約の保証期間を延長等しなかったため、履行保証期間が不足していた。

尼崎北高等学校

経理事務について

（節）目的外使用許可等収入で収入すべき行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等、1件、50,000円が、（節）雑入で収入されていた。

尼崎西高等学校

収入の促進について

平成25年度（8月末現在）における全日制高校授業料の収入未済は、59件、623,700円で、全額が滞納繰越分である。

西宮今津高等学校

経理事務について

手当算定期間内に特別休暇期間のある育児休業職員への支給を漏らしたため、平成25年度分期末手当等が、2件、372,149円支給漏れとなっていた。

姫路別所高等学校

物品管理事務について

毒物及び劇物取締法等に基づき厳正に管理すべき薬品のうち、トルエンほか3品目について、台帳数量と実在量とが乖離しており、適正な管理がなされていなかった。

姫路工業高等学校

管理事務について

使用許可のない通信線を共架されている電力柱が、2本あった。

青雲高等学校

収入の促進について

平成25年度（8月末現在）における違約金の収入未済は、1件、3,036,600円で、全額が滞納繰越分である。

神戸特別支援学校

契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、耐震改修工事に係る仮設校舎賃貸借契約で、契約保証金の不足している契約が、1件（不足額1,072,995円）あった。

こやの里特別支援学校

経理事務について

特別支援教育就学奨励費の支給に際して、特別乗車証を利用して無料で通学するので通学費は不支給と認定しているのに、誤って通学費を支給したため、平成24年度分及び25年度分負担金、補助及び交付金が、4件、60,480円過大支出となっていた。

あわじ特別支援学校

経理事務について

- (1) 手当算定期間内に特別休暇期間のある育児休業職員への支給を漏らしたため、平成25年度分期末手当等が、2件、286,356円支給漏れとなっていた。
- (2) 公共下水道事業受益者負担金の執行に際し、事前に支出負担行為の決定を行わずに負担金を支出していたものが、1件（195,470円）あった。

公安委員会関係

葺合警察署

物品の損傷等について

平成25年5月25日に発生した衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額207,900円）するとともに、相手方の修繕費等（119,034円）を負担していた。

※ 損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

須磨警察署

物品の損傷等について

平成25年1月9日に発生した追突事故により、公用車1台を損傷（損傷額59,010円）するとともに、相手方の修繕費等（356,013円）を負担していた。

尼崎東警察署

物品の損傷等について

平成24年4月16日に発生した衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額145,740円）するとともに、相手方の修繕費等（38,671円）を負担していた。

※ 損傷に伴い当該車両を処分したため、損傷額は車両取得価額を記載した。

尼崎北警察署

物品の損傷等について

平成25年8月3日に発生した衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額145,950円）していた。

なお、相手方の修繕費等については交渉中である。

※ 損傷に伴い当該車両を処分予定であるため、損傷額は車両取得価額を記載した。

養父警察署

物品の損傷等について

平成24年11月11日に発生した衝突事故により、公用車1台を損傷（損傷額52,657円）するとともに、相手方の修繕費等（134,249円）を負担していた。

美方警察署

物品の損傷について

平成25年8月6日に発生した自損事故により、公用車1台を損傷（損傷額161,700円）していた。

2 財政的援助団体等

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

収入の促進について

平成24年度末現在における生活福祉資金貸付金償還金等の収入未済額は、5,760,017,812円である。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

1 未収金について

平成24年度末現在における未収金（現年度の診療報酬等を除く。）は、159件、4,207,531円である。

2 経理事務について

退職者に係る在職期間の算定を誤ったため、期末手当が、1件、56,763円過大支給となっていた。

3 契約事務について

契約金額が200万円を超える契約については、契約金額の100分の10以上の契約保証金の徴収等をすべきであるのに、総合リハビリテーションセンターに係る設備管理委託契約で、契約保証金の不足している契約が、1件（不足額313,000円）あった。

兵庫県住宅供給公社

1 収入の促進について

- (1) 平成24年度末現在における公社住宅に係る家賃及び割賦金（分譲住宅入居者償還金、共益費）の収入未済額は、284,027,462円で、うち6か月分以上の滞納は、194人、152,789,850円である。
- (2) 平成24年度末現在における賃貸住宅の団地等に設置した駐車場に係る使用料等の収入未済額は、27,706,267円で、うち6か月分以上の滞納は、137人、21,711,488円である。
- (3) 平成24年度末現在における賃貸住宅等の入居者が負担すべき経費の収入未済額は、105,932,787円で、うち過年度分の滞納は、468人、76,294,256円である。

2 県から委託を受けた県営住宅使用料等の収納の促進について

平成24年度（25年5月末現在）における県営住宅使用料等の収入未済額は、420,036,623円で、うち6か月分以上の滞納は、830人、330,605,024円である。